

## 集配局の廃止再編計画に反対する意見書

日本郵政公社は、2007年10月の完全民営化を前に、来年3月までに1048の集配局を無集配局とする再編合理化を行うとし、早い局では今年9月から実施しようとしている。無集配局とされる1048の大半は、離島や中山間地、過疎地の郵便局であり、地域住民の日常生活に必要な郵便物の集配や金融サービスなど生活基盤サービスを提供するにとどまらず、安心安全なまちづくりに貢献するとともに、地域住民の交流の場としても活用されている。地域から若者が減少し、高齢化が急速に進むもとの、地域の郵便局の存在は益々重要となっている。

採算性のみを重視したこの合理化計画が実施されると、郵便物の配達にとどまらず、貯金や保険、「ひまわりサービス」など現在の郵便局サービスが低下することとなり、住民の不安が高まっている。また、郵便局機能の縮小は、郵便局員や家族の減少にもつながり、地域経済に与える打撃は極めて大きく、地域の過疎化は勿論、地域破壊につながることも懸念される。

このような地域の実情と住民の声を無視した無計画で唐突な統廃合計画は、非現実的、非合理的であり、真の行政改革にも逆行するものである。また、「民営化すればサービスが良くなる」「サービスは低下させない」などの国会答弁にも反するものであり、到底認めることはできない。

よって、政府においては、地域住民の合意と納得を得ないもとの集配局廃止が行われることのないよう、以下の事項の実現に特段の努力を求めるものである。

### 記

- 1 地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと。
- 2 離島や僻地、中山間地の郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月15日

名 寄 市 議 会